

事務連絡
令和2年12月22日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁 参事官（旅行振興）

Go To トラベル事業の一時停止等に係るキャンセルのご案内について
(周知依頼)

Go To トラベル事業（以下「本事業」という。）については、これまで札幌市、大阪市、名古屋市、東京都（以下「4都市」という。）の旅行の取扱い及び広島市の旅行の取扱い、年末年始における全国的な旅行の取扱いについて、必要な措置を講じているところです。

既にお知らせさせていただいておりますが、既存旅行の予約につきまして、旅行者が無料でキャンセルを行い、事業者においてキャンセル料見合いの支払いを希望する場合、以下期限までに旅行者によるキャンセル手続き等の対応をとっていただく必要があります。

貴都道府県におかれましては、登録旅行業者に対し、旅行者から、キャンセルするか、割引前価格で旅行をするかについての意思表示を受けていない場合は、必要に応じ、電話やメール等において、個別に旅行者へ確認いただくよう周知願います。

仮に旅行者がキャンセルをせずに旅行に行く場合は、Go To トラベル事業の適用対象外となります。

その際、事業者の皆様におかれましては、追加の旅行代金を旅行予定の方より收受いただく等ご対応の必要がありますので、ご注意いただくよう周知願います。

詳細以下のとおりです。

I. 4都市の旅行の取扱いについて

○ 新規の予約・既存の予約を問わず、4都市を目的地とする旅行又は4都市に居住する方の旅行において、12月14日（月）から12月27日（日）までの間（東京都については、12月18日から12月27日までの間）に開始する旅行については、無料でのキャンセルを希望する場合、自動的にキャンセルになるものではなく、旅行予定者の皆様より各事業者に対して12月24日（木）までにキャンセル手続きをとっていただく必要があります。

旅行予定者の皆様に対して、12月24日（木）までにキャンセルの手続きをとっていただくよう、お願ひいたします。

II. 広島市の旅行の取扱いについて

○ 新規の予約・既存の予約を問わず、広島市を目的地とする旅行又は広島市に居住する方の旅行において、12月16日（水）から12月27日（日）までの間に開始する旅行については、無料でのキャンセルを希望する場合、自動的にキャンセルになるものではなく、旅行予定者の皆様より各事業者に対して12月26日（土）までにキャンセル手続きをとっていただく必要があります。

旅行予定者の皆様に対して、12月26日（土）までにキャンセルの手続きをとっていただくよう、お願ひいたします。

III. 年末年始における全国的な旅行の取扱いについて

○ 新規の予約・既存の予約を問わず、全国において、12月28日（月）から令和3年1月11日（月）までの間の宿泊を旅行日程に含む旅行については、無料でのキャンセルを希望する場合、自動的にキャンセルになるものではなく、旅行予定者の皆様より各事業者に12月24日（木）までにキャンセル手続きをとっていただく必要があります。

旅行予定者の皆様に対して、12月24日（木）までにキャンセルの手続きをとっていただくよう、お願ひいたします。